令和３年８月オレンジ勉強会

国際裁判管轄

令和３年８月３１日
弁護士　丘　恵美利

第１　事案の概要

某外国語圏の在日本外国大使館に契約社員として採用された日本人が，上司のパワハラを受けた上，某外国語の能力不足を理由に突然自宅待機を命じられ，解雇された事案。東京地裁に，解雇無効の訴訟を提起した。

第２　国際裁判管轄

１　受訴裁判所

ある裁判所が受訴裁判所となりうるためには，当該訴訟について，①裁判権をもつこと，②管轄権を持つことが必要。

①民事裁判権

裁判所が私人間の権利関係についての争いを解決するために行使しうる権能の総体

②管轄権

裁判権が及ぶことを前提として，個々の裁判所が行使しうる裁判権の範囲

２　民事裁判権の範囲

⑴人的範囲

日本の民事裁判権は，日本国内にいるすべての人に及ぶのが原則。

外国人・外国法人についても，住所や営業所など，日本と何らかのつながりを持つ以上、原則として裁判権は肯定される。

ただし，例外として，天皇（国内法上の免除），外国国家（国際法上の制限）等ある。

⑵物的範囲

具体的事件を前提として，その属性（当事者及び審判の対象たる訴訟物の視点）から裁判権を制限しようとするもの

国際法上の原則　当事者及び訴訟物の双方の視点からみて，一国の裁判所が，事件と自国との間になんらかの関連性を認める場合のみ，裁判権行使が許される。

第３　条文

１　平成２３年法律第３６号「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」

⑴一般管轄（民訴法３条の２）

(2) 特別管轄（民訴法３条の３～３条の５）
(3) 請求の態様，当事者の合意，あるいは応訴など当事者の訴訟行為にもとづいて認められる管轄（民訴法３条の６～３条の８）

２　改正法以前

これ以前は，国際裁判管轄について規定はなく，もっぱら解釈にゆだねられていた。

裁判例　最判平成１３．６．８等

どのような場合にわが国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては，国際法的に承認された一般的な準則が存在せず，国際的慣習法の成熟も十分ではないため，当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決すべきであり，民訴法の規定する裁判籍のいずれかが国内にある場合には，原則として，わが国の裁判所に提起された訴訟事件につき，被告をわが国の裁判籍に服させるのが相当であるが，それが上記理念に反する特段の事情があると認められる場合にはこれを否定する

第４　送達

相手方が外国の大使館であったことから，在日本であったが，「国際送達」を行う必要が生じた。

民訴法１０８条
外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してする。

「送達」という行為は裁判所という国家機関が行う物理的な行為であり，これを相手国に無断で行うことは，ある国家（およびその手足となる者）が他国領土内において物理的な行為を行うことは当該他国の同意がない限り決して許されないという執行管轄権に関する国際法上の原則。

※送達条約